

大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る 削除要請の基本的な考え方の論点（案）

資料 I

論点1 私生活の平穩の侵害について

条例第12条（削除要請）の対象となる「不当な差別的言動」について、「私生活の平穩が害される」投稿も対象とすることができるか？

投稿例) 「●●人〇〇（人名）の殺害ニュースが出ないよう気をつけろ」

参考：東京地判平成29年8月24日Westlaw2017WLJPCA08248009

「A 駅付近在住の●●人を一匹残らずたたきだそう！」

参考：横浜地裁川崎支部決平成28年6月2日D1-Law28242279

【論点整理(案)】

条例第2条に規定する「インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動…等による権利を侵害する情報…、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報」のうち、条例第12条の対象となるのは「不当な差別的言動…による権利を侵害する情報」。

共通の属性を理由として特定の個人の生命・身体等に危害を加える言動については、「共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し若しくは誘発すると判断できる言動」により、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生じさせる「私生活の平穩」を侵害する情報として、条例第12条の対象となると考えてよいか。